

法定添付書類（省令第4条）

（1）法人にあってはその登記事項証明書

登記事項証明書 別紙のとおり

（2）建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
建物配置図 別紙配置図（図面No.3-2）のとおり

（3）必要な駐車場の収容台数を算出するための来客自動車の台数等の予測の結果及び算出根拠

①小売店舗に係る必要駐車台数の算出根拠

原単位区分	係数等	算出根拠
日来客数（人） $A(a \times b)$	2,185 人	人口：139,372 人（古河市・R7.10.1 現在） 指針の算定式、係数に拠る 人口 40 万人未満 店舗面積 5 千㎡未満＝1,100－30 b
店舗面積当たり日来客数 原単位（人／千㎡） a	1,037 人／千㎡	
店舗面積（千㎡） b	2.107 千㎡	
ピーク率（%） B	14.4%	人口 10 万人以上、商業地区 JR 東北本線 古河駅 店舗面積 10 千㎡未満：2.0 店舗面積 10 千㎡未満：（30＋5.5 b）／60
自動車分担率（%） C （駅からの直線距離：2800m）	60.0%	
平均乗車人員（人／台） D	2.0 人／台	
平均駐車時間係数 E	0.693	
必要駐車台数 $A \times B \times C \div D \times E$	65 台	

② 小売店舗以外の施設に係る駐車台数
なし

（4）駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

① 方面別自動車台数予測値等

従来と変更なし

※ピーク 1 時間あたりの台数は 94 台

② 出入口別入庫処理能力

出入口箇所		入庫処理能力	ピーク 1 時間 来台数予測値	左折入庫 の有 無	右折入庫 の有 無	出庫車等との動線分離の有無		
						出庫車	自転車	歩行者
a	E-1	450 台／時	94 台／時	有	有	無	有	有
b	E-2	450 台／時	94 台／時	有	有	無	有	有
c	E-3	450 台／時	94 台／時	有	有	無	有	有
d	E-4	450 台／時	94 台／時	有	有	無	無	無
e	E-5	450 台／時	94 台／時	有	有	無	無	無

（5）平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

① 個別騒音予測

別添騒音報告書 7 頁のとおり

・発生源位置図 別添騒音報告書 騒音発生源位置図（図面No.2）のとおり

② 予測地点別合算結果（別添騒音報告書 6 頁のとおり）

予測地点	予測結果及び評価結果		
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）	予測地点の地域類型※
	等価騒音レベル	等価騒音レベル	
A 地点	50 dB	39 dB	A（第一種低層住居専用地域） 昼間：55 dB 夜間：45 dB
B 地点	40 dB	31 dB	
C 地点	42 dB	31 dB	
D 地点	37 dB	28 dB	C（近隣商業地域） 昼間：60 dB 夜間：50 dB
E 地点	51 dB	44 dB	

※「騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示）」の地域類型

- ・予測位置図 別添騒音報告書 騒音予測地点位置図（図面No.1）のとおり
- ・予測計算方法 別添騒音報告書のとおり

—評価—

等価騒音レベルの予測結果は全予測地点で環境基準値以下となっております。よって、周辺環境に及ぼす影響は少ないと考えられます。

なお、周辺から苦情等があった場合には誠意をもって対応します。

（6）夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

騒音の種類	騒音源			基準距離における騒音レベル(dB)	店舗敷地境界		保全区域			直近住居外壁			規制基準値	
	騒音源	用途	No.		音源の直達距離(m)	騒音レベル(dB)	音源の直達距離(m)	騒音レベル(dB)	予測地点	音源の直達距離(m)	騒音レベル(dB)	予測地点		
定常騒音	室外機	冷凍冷蔵用	S-1	56.0	7.5	38.5							50	
			S-2	60.0	10.0	40.0								
			S-3	57.0	7.0	40.1								
			S-4	57.0	9.5	37.4								
		空調用	S-5	50.0	11.0	29.2								
			S-6	50.0	12.5	28.1								
			S-7	50.0	12.0	28.4								
			S-8	54.0	11.5	32.8								
			S-9	54.0	11.5	32.8								
			S-10	54.0	11.0	33.2								
			S-11	54.0	13.5	31.4								
			S-12	54.0	11.5	32.8								
			S-13	54.0	9.5	34.4								
	給排気口	K-1	50.0	9.0	30.9									
		K-2	43.0	2.0	37.0									
		K-3	42.0	2.0	36.0									
		K-4	43.0	1.5	39.5									
		K-5	43.0	1.5	39.5									
		K-6	42.0	1.5	38.5									
		K-7	42.0	1.5	38.5									
	キュービクル	Q	47.0	4.0	35.0									
変動騒音	来客車両	A-1	76.4*	1.0	68.4	18.0	43.3	a'-1				40		
		A-2	76.4*	10.5	48.0									
		A-4	76.4*	3.5	57.5	3.5	57.5	a'-4	28.5	39.3	a'-4			
		A-8	76.4*	1.0	68.4	4.5	55.3	a'-8	21.0	42.0	a'-8			
		A-16	76.4*	6.0	52.8	11.5	47.2	a'-16						
														50

*パワーレベルを表記している

- ・予測位置図 別添騒音報告書 騒音発生源位置図（図面No.2）のとおり
- ・予測計算方法 別添騒音報告書のとおり

—評価—

夜間騒音レベル最大値の予測結果において、設備機器音はすべての音源が店舗敷地境界で規制基準値を下回ります。また、来客車両走行音は一部の音源が直近住居外壁で上回ります。

そのため、基準値を上回る住居に対しどの程度上回るか、夜間営業時の対策等について個別に説明を行い、同意を得ています。

なお、来店客に対して低速走行を促す路面標示を設置します。

今後、周辺から苦情等があった場合には、誠意を持って対応します。

指針に基づく配慮事項

駐車需要の充足等交通に係る事項について

○駐車場の位置及び構造等
平面駐車場・自走式

○駐輪場の確保等
変更なし

○自動二輪車の駐車場の確保
変更なし

○荷さばき施設の整備等
従来の運用と変更なし

○経路の設定等
(来客自動車の経路設定)
従来の運用と変更なし
※駐車場は増えますが経路に変更はありません。

(搬出入車両の経路設定)
従来の運用と変更なし

(その他)
特になし

歩行者の通行の利便の確保等について

- ・「一時停止」等白線を設置して、歩行者への安全を確保します。
- ・繁忙時は交通整理員を出入口付近に配置を検討し、事故や渋滞のないよう努めます。

廃棄物減量化及びリサイクルについて

- ・計画的な仕入れや販売管理により、廃棄物の発生量を抑えます。
- ・簡易包装を推進し、包装資材の削減に努めます。

防災・防犯対策への協力について

○防災対策
災害時においては一時的な避難場所として使用できるよう努めます。

○防犯対策
・防犯カメラは店内に配置を行い、管理をします。
・必要な場合は機械警備を取り入れ、防犯対策に努めます。
・従業員による定期的な巡回・声かけ及び店内放送等を用いて、注意喚起に努めます。

○青少年の非行防止対策
・従業員や警備員による定期的な巡回・声かけ及び店内放送等を用いて、注意喚起に努めます

騒音の発生に係る事項について

○荷さばき作業における騒音対策

- ・計画搬入の実施により待機車両を解消します。
- ・搬入車両のアイドリング禁止を徹底します。
- ・ドア開閉時の騒音低減意識を徹底します。
- ・作業時の荷おろし及び台車音の沈静化等、作業員の作業時における騒音抑制意識の向上を図ります。

○附帯設備における騒音対策

- ・低騒音かつ低振動型の機器を使用します。
- ・定期点検及び清掃を随時実施し、騒音の極大化を防ぎます。

○駐車場における騒音対策

- ・来店客に対して不要なアイドリングを行わないよう、看板等の設置により騒音抑制意識の働きかけを行います。
- ・従業員用駐車場を使用する従業員に対して、騒音抑制意識の徹底を図ります。
- ・10 k m/h を促す路面標示を設置します。

○その他の騒音対策

特になし。

廃棄物に係る事項について

○廃棄物等の保管方法

- ・分別収集を徹底します。
- ・回収に際しては許可業者を選定し、適切な収集作業を実施します。
- ・夜間時間帯には収集及び回収作業を行いません。

○調理臭等の発散防止

給排気口の定期点検及び清掃を随時実施し、調理臭等の発生抑制に努めます。

街並みづくり等について

- ・景観条例に沿った建物とします。
- ・敷地周辺の街並みに配慮し、自然と溶け込んで落ち着いた色合いとしています。

光害の防止について

- ・駐車場照明は場内駐車場側に向けて設置し、必要最小限の照度とします。

地域貢献活動の取り組み

- ・災害発生時は積極的に地域住民の利便性確保に努めます。
- ・従業員の採用は地元から優先的に雇用するよう努めます。